

令和6年度農薬生態リスクの新たな評価法確立事業（調査研究）
仕様書

1. 業務の目的

農薬の生態影響評価については、第6次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）において、長期的な農薬ばく露の影響に関する評価を導入し、農薬登録制度における生態リスク評価の拡充を図ることとされていることを踏まえ、環境省では、農薬の長期ばく露による影響の観点からのリスク評価手法等について検討を行うなど、徐々に生態影響評価の充実を図ってきたところである。本業務では、水域の生活環境動植物への影響評価方法のさらなる充実に向けた技術的な検討を行うことを目的とする。

2. 業務の内容及び実施方法

(1) ユスリカの長期ばく露影響評価に係る毒性試験の実施と情報の整理

現在、導入に向けた検討を進めている農薬長期ばく露影響評価においては、当面、魚類長期毒性試験及びオオミジンコを用いた甲殻類等長期毒性試験を用いる予定である。しかし、中長期的な課題として、オオミジンコだけでなく、オオミジンコ以外の甲殻類を対象とした長期ばく露影響評価手法の確立、導入に向けた検討の必要性が指摘されているところである。

本年度事業では、IRACコード23に分類される殺虫剤（一剤程度を想定）について、OECD TG219を改良した流水式水ばく露手法を用いた試験を実施する。またOECD TG219に基づく止水式パルス水ばく露手法と流水式水ばく露手法とによる毒性値の差を確認する。さらに、殺虫剤以外の農薬のユスリカ幼虫に対する長期毒性に係る毒性試験結果を収集し、整理する。

(2) 動物福祉を考慮した魚類毒性試験データの整理

ゼブラフィッシュを用いた魚類胚急性毒性試験（FET試験）は、OECDテストガイドライン（OECD TG236）として公表されている魚類胚を用いた急性毒性試験である。当該試験法については、欧州を中心に、現状、weight of evidenceアプローチの中で使用可能な方法と位置づけられており、また、動物福祉の観点から、魚類急性毒性試験（OECD TG203）の結果を予測可能な方法として、技術的な観点や規制への活用可能性の観点等での検討が国内外で進められている。

本年度事業においては、データギャップの大きい作用機構分類群等を対象にFET試験を実施し（5剤）、当該データ及び過年度までに収集したデータを取りまとめ、魚類急性毒性試験の結果と比較検討する。また、比較検討の結果及び物理化学的特性や作用機序、化学構造等を踏まえて、農薬の評価におけるFET試験の活用の可能性について検討する。過年度までに収集したデータは、契約締結後に環境省から提供する。

(3) OECDテストガイドラインの改訂の支援

OECDにおいて承認された藻類生長阻害試験（OECD TG201）の改訂に係る提案書（契約締結後に環境省担当官より提供する）に基づき、過年度までの事業において、珪藻（*Navicula periculosa*, UTEX-664: 欠損株）の代替株として、生長速度が非常に早い *Mayamaea permitis* (NIES-2724)を用いた国内外のリングテストを呼びかけ、その予備試験を実施してきたほか、一部の試験が終了した。

本年度業務においては、国内外のリングテストを終了し、2024年11月に開催される予定のOECD 専門家会議 VMG-eco において検証レポート（30頁程度）を提出する。また、各国の専門家の意見に対する回答及びそれらを踏まえた改訂案ドラフト（10頁程度）の作成、及び上記をもって、来年度別途発注予定の業務において、令和7年4月に開催される予定のOECD 会議での改訂案（10頁程度）の採択を目指す。

（4）環境省担当官との協議及び報告書の作成

上記（1）～（3）の実施にあたっては、おおむね実施前、実施中（中間報告）及び実施後の3回程度、試験方法や試験対象農薬の選定、取りまとめ方法等について、環境省担当官と協議するとともに、実施結果を報告する。（Webを想定、ただし対面も可とする。）

また、下記の業務履行期限までに報告書を作成する。

3. 業務履行期限

令和7年3月21日（金）

4. 成果物

紙媒体：報告書 5部（A4版200頁程度、くるみ製本）

電子媒体：報告書の電子データを収納した電子媒体（DVD-R） 2枚（セット）

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室

5. 著作権等の扱い

- （1）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- （2）請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- （3）成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- （4）成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- （5）成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくよ

うに留意するものとする。

- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
- また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
- また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 本業務を行うに当たって、参加希望者は、必要に応じて「令和5年度農薬生態リスクの新たな評価法確立事業（調査研究）」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和5年度農薬生態リスクの新たな評価法確立事業（調査研究）」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室(TEL：03-5521-8323)

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時におけるの国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、基本方針における「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

(1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL から

ダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<https://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。